

ご遺族の方へ

厚木市

はじめに

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

厚木市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、冊子内に記載されている各担当窓口までお問い合わせください。

「ご遺族サポートコーナー」のご案内

お亡くなりになった方に関係する市役所での手続きについて、ワンストップで申請等の支援を行いますのでご利用ください。

予約制ですので、お電話にてお問い合わせください。

平日 9:00～16:00（12:00～13:00 は除く。）

電話：046-225-2115

問い合わせが混み合い、つながりにくいことがございます。ご容赦ください。

住民登録

●住民基本台帳カード、印鑑登録カードをお持ちの場合

カードを窓口で返還してください。（印鑑登録は自動的に廃止されます。）

●マイナンバーカードをお持ちの場合

相続等の手続きの際に個人番号が必要な場合がありますので、手続きが終わるまでは保管してください。手続き終了後は、破棄するか担当課に返納してください。

●世帯主の変更

住民票の世帯主の方が亡くなられた場合は、同世帯の方を新世帯主とします。

例) 配偶者、配偶者が同世帯にいない場合は子等

任意の方を新世帯主に指定する場合は、市民課の窓口で別途世帯主の変更手続きが必要です。手続きの詳細につきましては、市民課までお問い合わせください。

問い合わせ先 **市民課** 046-225-2110 本庁舎 1 階（①番窓口）

厚木市は、限りある地球環境の保護に積極的に取り組んでいます。
この印刷物は環境保護印刷推進協議会（E3PA）の認証を受け、
グリーンプリンティング認定工場で作成しました。



チェックシート

お亡くなりになった方について当てはまるものに✓点をつけてください。

「はい」に✓がついた項目は、該当ページにてご確認をお願いします。

1 年金	国民年金加入者又は国民年金のみの受給者ですか? ※いいえの場合、10 ページの市役所以外の手続きをご覧ください。	☐ はい ☐ いいえ	
2 健康保険	国民健康保険に加入している方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	75 歳以上の方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
3 介護保険	65 歳以上の方又は 40 ～ 64 歳で要介護認定を受けている方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	P.3
4 障害者手帳等	障害者手帳（身体・療育・精神）、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、心身障害者医療費助成の医療証をお持ちですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	子ども医療費助成の医療証をお持ちですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	児童手当を受けているご家庭ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	ひとり親家庭等医療証をお持ちか交付を受けることを希望される方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
5 子育て	母子・父子各種手当制度を受けている又は交付を受けることを希望される方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	P.4
	特別児童扶養手当を受けているご家庭ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	市内の小・中学校へ通っている方はいますか?	☐ はい ☐ いいえ	
	認可保育所・私設保育施設等を利用している方はいますか?	☐ はい ☐ いいえ	
	認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブを利用している方はいますか?	☐ はい ☐ いいえ	
6 税金	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	市民税・県民税の課税の手続きのある方ですか?	☐ はい ☐ いいえ	P.5
	軽自動車や原動機付自転車を所有していますか?	☐ はい ☐ いいえ	P.6
	市税の口座振替を利用していますか?	☐ はい ☐ いいえ	
7 その他	犬を飼っていますか?	☐ はい ☐ いいえ	
	トイレはくみ取式（し尿）ですか?	☐ はい ☐ いいえ	
	市営住宅に住んでいますか?	☐ はい ☐ いいえ	P.6
	森林を所有していますか?	☐ はい ☐ いいえ	
	農地を所有していますか?	☐ はい ☐ いいえ	

◎ご遺族サポートコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口に行って手続きしていただくことも可能です。

問い合わせ先の()内は窓口の場所です。7・8ページの案内図でご確認ください。

1. 年 金

国民年金加入中又は国民年金のみを受給している方は、お問い合わせください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2121 本庁舎 1 階 (②番窓口)

2. 健康保険

● 国民健康保険に加入している方

国民健康保険資格確認書等の返還が必要です。また、加入者の葬祭費用を負担された方の申請により葬祭費5万円が支給されます。葬祭費用の領収書又は会葬礼状、振込先の分かるもの、葬祭費用を負担された方の本人確認書類をお持ちになり窓口にお越しください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2120 本庁舎 1 階 (②番窓口)

● 後期高齢者医療制度に加入している方(75歳以上の方)

後期高齢者医療資格確認書等の返還が必要です。また、加入者の葬儀を行った方(喪主)の申請により葬祭費5万円が支給されます。葬祭費用の領収書又は会葬礼状、振込先の分かるもの、葬儀を行った方(喪主)の本人確認書類をお持ちになり窓口にお越しください。

問い合わせ先 国保年金課 046-225-2223 本庁舎 2 階 (⑨番窓口)

3. 介護保険

介護保険被保険者証等の返還が必要です。また、介護保険サービスをご利用されていた方は口座変更が必要な場合もありますので、ご家族の方の振込先口座の分かるものをお持ちになり手続きをしてください。手続きの詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先 介護福祉課 046-225-2393 本庁舎 2 階 (⑩番窓口)

4. 障害者手帳等

● 障害者手帳(身体・療育・精神)、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

各種障害者手帳、死亡に伴い本人口座が停止されている方はご家族等の預金通帳、受給者証など(お持ちの方のみ)をお持ちになり窓口にお越しください。

● 心身障害者医療費助成の医療証をお持ちの方

医療証をお持ちになり窓口にお越しください。

問い合わせ先 障がい福祉課 046-225-2221 第二庁舎 1 階 (⑳番)

問い合わせ先の()内は窓口の場所です。7・8 ページの案内図でご確認ください。

5. 子育て

● 子ども医療費助成の医療証をお持ちの方

お子様、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。窓口にお越しください。

● 児童手当を受けている家庭ですか？

児童手当の手続きが必要です。

※受給者の方が亡くなった場合は、亡くなった日の翌日から**15日以内**に手続きをしてください。

● ひとり親家庭等医療証をお持ちか交付を受けることを希望されている方

医療証をお持ちになり、子育て給付課にお越しください。

● 母子・父子各種手当制度 ● 特別児童扶養手当

子育て給付課にお問い合わせください。

問い合わせ先	子育て給付課	046-225-2230	本庁舎 2 階 (⑧番窓口)
--------	--------	--------------	----------------

● 厚木市立の小・中学校に通っている方

児童・生徒、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先	学校給食課	046-225-2683	第二庁舎 5 階 (⑫番)
--------	-------	--------------	---------------

問い合わせ先	学務課	046-225-2650	第二庁舎 4 階 (⑬番)
--------	-----	--------------	---------------

● 認可保育所・私設保育施設等を利用している方

児童、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先	保育課	046-225-2231	第二庁舎 3 階 (⑭番)
--------	-----	--------------	---------------

● 認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブを利用している方

児童、保護者の方が亡くなられた場合、手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先	こども育成課	046-225-2262	第二庁舎 3 階 (⑮番)
--------	--------	--------------	---------------

問い合わせ先の()内は窓口の場所です。7・8 ページの案内図でご確認ください。

6. 税 金

● 固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方

- 『相続人代表者指定(変更)届(兼固定資産現所有者申告書)』を提出してください。固定資産税は1月1日現在の所有者に課税され、所有者が亡くなられた場合は相続人の方が納税義務を承継します。また、固定資産の所有者が亡くなられた場合、現所有者(相続人)はその住所及び氏名等を申告する必要があります。
- 登記されていない建物を相続した場合は、『未登記家屋所有者変更届』を提出してください。
- 登記名義変更の手続きは、市役所で手続きができませんので、次の機関へお問い合わせください。
 - ・ 横浜地方税務局厚本支局 TEL(046)224-3163

問い合わせ先 資産税課 046-225-2031 本庁舎 2 階 (⑦番窓口)

● 市民税・県民税等の課税の手続きのある方

市民税・県民税等は、その年の1月1日現在市内に居住している方に対して、前年中の所得に応じて課税されます。したがって、1月2日以降に亡くなられた方でも、市民税・県民税等の納税義務(納付や返還など)が生じます。

- 相続が生じた場合は「相続人代表者」を指定
納税義務は相続人に承継されますので、納税通知書等の書類を受領する代表者を決めていただき、市税共通の様式「相続人代表者指定(変更)届(兼固定資産現所有者申告書)」の提出をお願いします。
 - ・ 公的年金等から市民税・県民税等が差し引かれていた場合
亡くなられたことでその差し引きが中止されます。中止以降の市民税・県民税等は、相続人代表者の方に納税通知書等を発送しますので、納期限までに納付してください。
なお、公的年金等からの差し引きの中止処理が間に合わず、公的年金等から差し引かれてしまう場合がありますが、後日、納め過ぎとなった分を還付いたしますので、御了承ください。
 - ・ 納付書で納めていただいていた場合
お亡くなりになった方の納付書で未納の分がある場合には、その納付書を使用して納期限までに納付してください。なお、納付書等の発送前の場合は、相続人代表者の方に発送しますので、納期限までに納付してください。
 - ・ 口座振替で納めていただいていた場合
亡くなられたことで口座振替ができなくなります。振替できなくなった分は、相続人代表者の方に納付書を発送しますので、納期限までに納付してください。

問い合わせ先 市民税課 046-225-2010 本庁舎 2 階 (⑤番窓口)

問い合わせ先の()内は窓口の場所です。7・8 ページの案内図でご確認ください。

● 軽自動車・原動機付自転車を所有している方

○軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、小型特殊自動車などの納税義務者(所有者又は使用者)の方に課税されます。納税義務者の方が亡くなられた場合は、廃車や名義変更の手続きをしてください。

○原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど)は、市役所で手続きができますので、次のものをお持ちください。

- ・ 廃 車 — 標識交付証明書、ナンバープレート、届出者の本人確認書類
- ・ 名義変更 — 標識交付証明書、届出者の本人確認書類
相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)

○その他の軽自動車等の手続きについては、市役所で手続きができませんので、次の機関へお問い合わせください。

- ・ 三輪、四輪以上の軽自動車 ⇒ 軽自動車検査協会(神奈川事務所相模支所) TEL(050)3816-3120
- ・ 125ccを超えるバイク ⇒ 相模自動車検査登録事務所 TEL(050)5540-2037

問い合わせ先 市民税課 046-225-2012 本庁舎 2 階 (⑤番窓口)

● 市税の口座振替を利用している方

口座名義人が亡くなられた場合は、口座振替ができませんので収納課にお問い合わせください。

問い合わせ先 収納課 046-225-2020 本庁舎 2 階 (⑥番窓口)

7. その他

● 犬を飼っている方

生活環境課にお問い合わせください。

● くみ取式のトイレ(し尿)を使用している方

問い合わせ先 生活環境課 046-225-2750 第二庁舎 7 階 (⑬番)

● 市営住宅に住んでいる方

住宅課にお問い合わせください。

問い合わせ先 住宅課 046-225-2346 第二庁舎 12 階 (⑰番)

● 森林を所有している方

相続手続き完了後、農業政策課にご連絡ください。

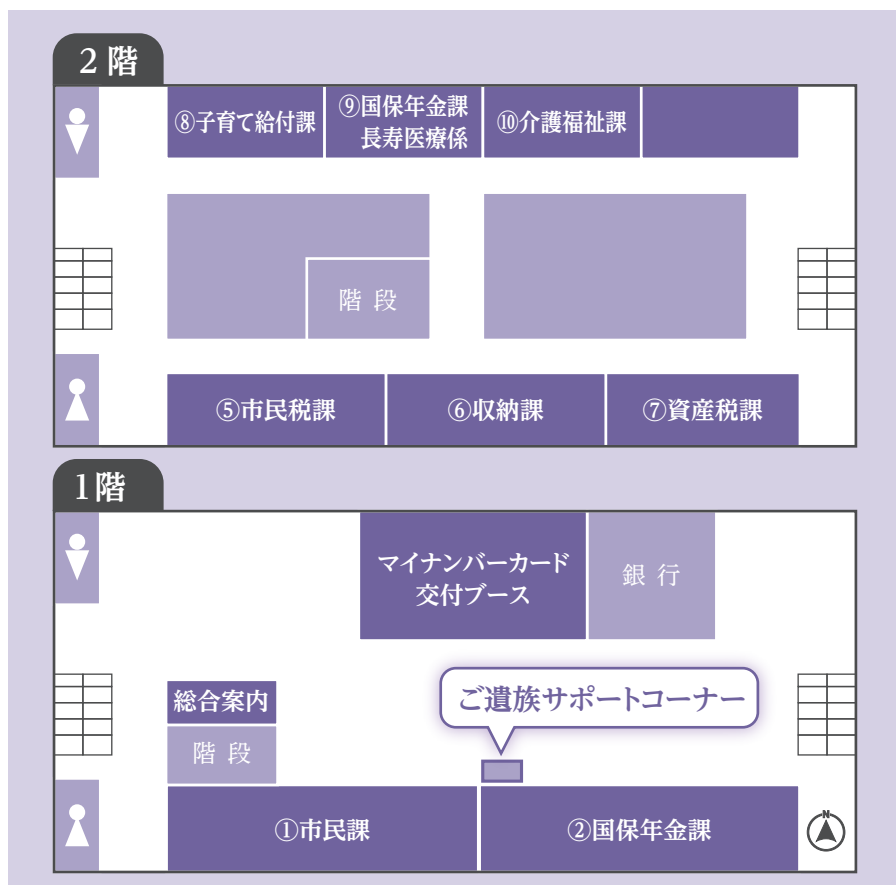
問い合わせ先 農業政策課 046-225-2351 第二庁舎 7 階 (⑱番)

● 農地を所有している方

相続手続き完了後、農業委員会に届出書を提出してください。

問い合わせ先 農業委員会事務局 046-225-2480 第二庁舎 15 階 (⑲番)

本庁舎案内図



第二庁舎地図



第二庁舎案内図

西 側	階数	東 側
会議室	16	—
①⑨農業委員会事務局【農地相統】	15	公園緑地課
市街地整備課 区画整理課	14	河川下水道総務課 河川下水道施設課
監査事務局	13	建築指導課 開発指導課
都市計画課	12	建築課 ①⑦住宅課【市営住宅】
道路整備課 交通混雑対策課	11	会議室
道路総務課(国県道調整担当) 道路維持課	10	道路総務課
—	9	教育研究所
スポーツ魅力創造課 文化魅力創造課	8	産業振興課 商業観光課 公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
①⑧農業政策課【森林相統】	7	環境政策課 ①⑥生活環境課【犬の登録、し尿】
青少年教育相談センター	6	青少年教育相談センター
地域包括ケア推進課	5	教育総務課 ①②学校給食課【小・中学校】
教育指導課 教職員課 ①③学務課【小・中学校】	4	学校施設課
市民協働推進課 くらし交通安全課	3	①⑤こども育成課【幼稚園、放課後児童クラブ】 ①④保育課【保育所】
—	2	生活福祉課
福祉総合支援課	1	②⑩障がい福祉課【障害者手帳等】

各種証明書等の窓口受付時間

お亡くなりになられた方の相続等の手続きに伴い、各種証明書（住民票の除票や戸籍謄本等）が必要な場合はお近くの地区市民センターや市役所連絡所でも交付しています。

※市外に本籍地がある方は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

本厚木駅連絡所、愛甲石田駅連絡所及び各地区市民センター（厚木北・厚木南・愛甲を除く）では、祝日、振替休日及び年末年始（12/29～1/3）を除き、土曜日及び日曜日も証明書発行業務を行っておりますので、ぜひご利用ください。

	平日	土曜日	日曜日
市民課窓口（本庁舎1階） 戸籍届出（出生・死亡・婚姻・離婚等）は 市民課窓口の開庁時間外も 本庁舎地下1階当直室において 受け付けています。	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 12時	—
本厚木駅連絡所・愛甲石田駅連絡所 土日及び 平日夜間（17時15分～19時30分）における 税証明の交付は、 市民税課（046-225-2012）への 電話予約が必要です。	8時30分～ 19時30分	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分
各地区市民センター （厚木北・厚木南・愛甲を除く） 土日における税証明の交付には、 市民税課（046-225-2012）への 電話予約が必要です。	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分	8時30分～ 17時15分
厚木南・愛甲地区市民センター 上荻野連絡所・保健福祉センター連絡所	8時30分～ 17時15分	—	—

※厚木北は建て替えに伴う仮事務所のため令和7年3月31日（予定）まで証明発行業務を休止しています。

※睦合西は工事のため令和7年11月から令和8年2月（予定）まで証明発行業務を休止します。

市役所以外での手続きのチェックリスト

チェック	項 目	手続き場所
☒	相続税の申告	故人の住所地の税務署
☒	公共料金の名義の変更	最寄りの営業所(電気等)
☒	固定電話の名義変更	NTT等 契約電話会社
☒	生命保険の請求	生命保険会社
☒	銀行口座の解約	銀行
☒	土地建物の名義変更	法務局
☒	クレジットカードの解約	クレジット会社
☒	携帯電話の解約	携帯電話会社
☒	相続・相続放棄の手続き	故人の住所地の家庭裁判所

市役所以外での手続きについて

上下水道料金	県営水道使用者は下記へご連絡ください。 神奈川県企業庁厚木水道営業所 代表 TEL 046-224-1111 ただし地下水のみを使用されている方は 厚木市河川下水道総務課へご連絡ください。 河川下水道総務課 TEL 046-225-2361
在留カード	東京入国管理局横浜支局川崎出張所 TEL 044-965-0012 死亡日から14日以内に入国管理局へ在留カードの返納が必要です。 また、遺族の方の在留資格によっては、入国管理局へ届出が必要な場合があります。
土地・家屋の 相続登記	横浜地方法務局厚木支局 TEL 046-224-3163 土地・家屋の相続登記、法定相続情報証明制度については、法務局へご相談ください。
厚生年金 共済年金	加入中の場合は、会社等の年金担当の方にお問い合わせください。 受給中の場合は、年金証書等をご用意の上、日本年金機構ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 へお問い合わせください。

代理人の方が手続きを行う場合には 委任状が必要です。

記入例

委 任 状

請求者(委任者)

住 所 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号
氏 名 厚 木 太 郎 (厚印) (自署または
生 年 月 日 明・大・昭・平 30 年 2 月 1 日 記名押印)
電 話 番 号 046-×××-××××

私は、下記の者を代理人と定めて、次の権限の一切を
委任いたします。

委任事項(委任する事項を具体的に記入して

- ・ 住民票の写しの交付申請

・

・

委任状作成日 令和 ○ 年 × 月 □ 日

代理人(窓口に来る方)

代理人の住所 厚木市下古沢 548 番地

氏 名 小 鮎 花 子

(代理人の御本人確認をいたしますので、運転免許証、マイナンバーカード、
パスポート等をお持ちください。)

厚木市長 あて

委任状には有効期限がありますので、
ご注意ください。

必ず日中連絡が取れる番号を記入してください。

※委任状は必ず請求者(委任者)御本人がすべての項目を記入・押印してください。

相続税申告は 税理士法人はるかに おまかせください



税理士事務所って
なんだか敷居が高そう...

申告が必要かどうかのご確認だけでも
ご遠慮なくお問い合わせください。
初回相談無料です！

事務所がちょっと遠いけど...



税理士法人はるかは申告が必要な方には
こちらから自宅までお伺いすることができます。

税理士をはじめ スタッフは全員女性の 相続税専門事務所です。



税理士 稲葉 裕郁



税理士法人はるか
茅ヶ崎市共恵 1-7-3WAVE 湘南 1 階 A 号室
(茅ヶ崎駅南口 徒歩 3 分)
<https://shonan.harukatax.com/>

☎0467-40-5910



@853kgqvh

全国の戸籍謄本が取得できます。 (戸籍の広域交付)

市外に本籍のある戸籍謄本や除籍謄本などを、窓口で取得できます。(市役所の市民課、各地区市民センター、本厚木駅・愛甲石田駅・保健福祉センターの各連絡所。)

《取得可能日時》

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く。)

9～17時

《取得できない証明書》

戸籍や除籍の抄本(個人、一部事項証明書)

戸籍の附票

身分証明書

年齢証明書 など

コンビニで各種証明書を取得できます。

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどで各種証明書を取得できます。

(住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票など。除票や除籍は取得できません。)

なお、証明書の種類により、取得できる時間や曜日が異なりますのでご注意ください。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。

相続 についてなんでもご相談ください。

- ・ 相続手続き
- ・ 遺産分割
- ・ 相続税申告
- ・ 事業承継

お気軽にお問い合わせください

TEL : 046 - 225 - 3114
E-mail: tax@tinyforest.jp

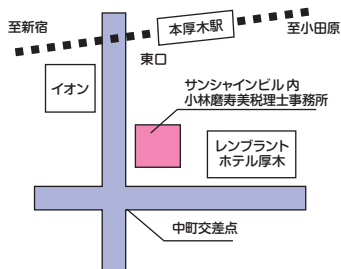


小林磨寿美税理士事務所

初回面談無料

神奈川県厚木市中町2-13-14
 サンシャインビル内

<http://tax.tinyforest.jp>
 小田急線本厚木駅東口徒歩5分





発行：厚木市 市民福祉部 市民課
編集・制作：株式会社リンク
令和 7 年 4 月作成